青少年の家の廃止に伴う周辺公共施設の利用方法等説明会の実施状況等

(1) 概要

令和5年9月の条例改正により廃止等となる施設周辺の公共施設の利用方法等の一部 見直しの検討状況について、説明会を実施しました。

説明会の開催については、広報よこすか7月号、市ホームページ及び当該施設での掲示により周知しました。

(2) 説明内容

青少年の家廃止後に利用いただきたい施設のうち、小学生を対象とした施設として、 放課後子ども教室と放課後児童クラブについて、また、その他貸室等の利用者を対象と した施設として、コミュニティセンターをはじめとした周辺公共施設の利用について説明しました。

また、廃止を予定している青少年の家の近隣にある施設に、新たに居場所機能と軽運動用貸室の設置についての検討状況を説明するとともに、坂本青少年の家の廃止後の建物を坂本コミュニティセンターとして転用した際に設置を検討している部屋について説明しました。

(3)参加状况等

施設名	日時	参加人数	出席者
浦賀青少年の家	7月22日(土)	0人	放課後児童対策担当
	10 時から		田中担当課長、蛭田主査
鴨居青少年の家	7月22日(土)	11 人	FM推進課
	14 時から		飯田課長補佐・長谷川主任
衣笠青少年の家	7月23日(日)	22 人	放課後児童対策担当
	10 時から		田中担当課長・蛭田主査
久里浜青少年の家	7月23日(日)	13 人	FM推進課
八工八月之十〇次	14 時から	10 / (山中課長
追浜青少年の家	7月30日(日)	4人	放課後児童対策担当
	10 時から		田中課長、蛭田主査
			FM推進課
			石川課長補佐、飯田課長補佐
坂本青少年の家	7月30日(日)	9人	放課後児童対策担当
	14 時から		田中課長、蛭田主査
			FM推進課
			石川課長補佐、飯田課長補佐
			地域コミュニティ支援課
			村野課長・野村係長
合 計	延6回	59 人	